

公印省略

4 薬 第 3 2 5 6 号
令和 5 年 2 月 9 日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのある
ものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局長から通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。